

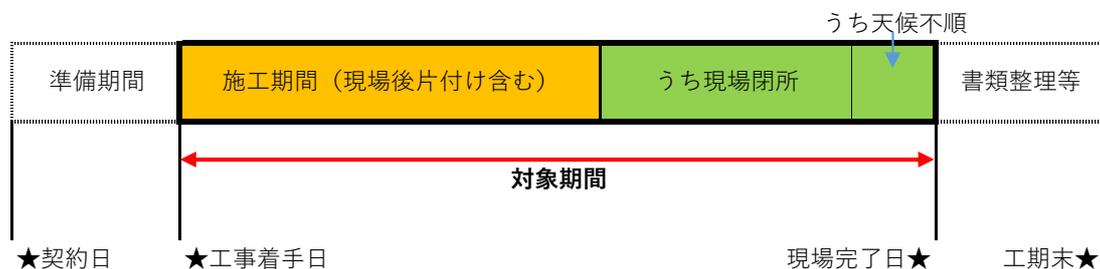
達成状況確認の詳細

1 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。
- ・現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理は、対象期間外とする。
- ・発注者は、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を施工条件総括表に明示するものとするが、原則設定しない。

<対象期間イメージ>



2 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

- ・天候不順（降雨、猛暑、降雪等）により、予定外の現場閉所となった場合は、現場閉所日数に含めるものとする。
- ・地域貢献等として、工事施工範囲外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等のみを行った場合は、現場閉所と扱うものとする。

3 週休2日（4週8休相当以上）の考え方

対象期間となる全ての月において、月毎に現場閉所率が28.5%以上となることを言います。対象期間全体を通して現場閉所率が28.5%以上であったとしても、現場閉所率が28.5%未満の月があった場合、未達となります。

4週8休を達成した工事							
1月		黄色塗：閉所日					
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	→35.4% (11/31日)
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					
2月							
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	→32.1% (9/28日)
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28					
3月							
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	→29.0% (9/31日)
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

全ての月で達成

4 暦上週2日の現場閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月の考え方

暦上週2日の現場閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）を達成しているものとみなします。

例1							
		黄色塗：閉所日					
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	→25.8% (8/31日) →現場閉所 8日 ≧ 土日計8日 →この月の4週8休以上を達成
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

例2

灰色塗：対象期間外

黄色塗：現場閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→16.6% (2/12日)

→現場閉所 2日 ≧ 土日計2日

→この月の4週8休以上を達成

5 対象期間が7日に満たない月の考え方

工期始期・終期、年末年始、夏季休暇などにより対象期間が7日間に満たない月は、達成判断の対象外とします。

例3

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→対象外の月